

公式アカウント COMSBI 利用約款

第1条(適用範囲)

1. 「公式アカウント COMSBI 利用約款」(以下「本約款」という)は、本約款に同意した上で、「公式アカウント COMSBI」(詳細は次条にて定めるものとし、以下「本サービス」という)の利用を申込み、株式会社ぐるなび(以下「当社」という)がこれを承諾した者(以下「利用者」という)が本サービスを利用するにあたり、当社と利用者との間に適用される。
2. 本サービスの利用にあたっては、本サービスを利用する対象となる店舗又は施設等(以下「利用店舗等」という)について、利用者が当社との間で別途「LINE 運用代行サービス利用条件」に基づく契約(以下「原契約」という)を締結し、かつ当該契約が有効に存続していることを前提とする。
3. 利用者は、本約款のほか、COMSBI 利用規約 (<https://cdn.comsbi-saas.com/docs/terms-of-use.pdf>) を遵守するものとする。なお、本約款と COMSBI 利用規約が矛盾又は抵触する場合、本約款が優先して適用される。

第2条(本サービス)

1. 当社は、利用者に対し、本サービスとして、株式会社ソニックムーブ(以下「開発元」という)が開発・提供する LINE マーケティングツール「COMSBI」の機能を提供する(以下「本サービス」という)。本サービスの具体的な機能は以下の通りとする。
 - (1) LINE CRM 機能:
スマートフォンアプリケーション「LINE」を活用し、利用店舗等の顧客(以下「ユーザー」という)に対してポイントやクーポンの配信等を実現し、その顧客データをもとに顧客管理(CRM)を行う機能。
 - (2) 管理システム:
利用者が通信端末等から当社の指定サーバーにアクセスし、前号の機能を利用するための管理機能。
2. 当社は、本サービスの機能の追加、変更又は削除(以下「追加等」という)を随時行うことができるものとする。利用者は、追加等によって変更前の本サービスのすべての機能及び性能が維持されることが保証されないことをあらかじめ承諾するものとする。
3. 利用者は、本サービスの内容が、LINE ヤフー株式会社(以下「LINE ヤフー社」という)が運営する「LINE 公式アカウントサービス」及び開発元のシステム仕様を前提とするものであり、これらの変更により、本サービスの内容が変更される可能性があることをあらかじめ承諾するものとする。

第3条(利用環境及びサポート)

1. 当社は、当社指定の条件下で、利用者が管理する端末機器から電気通信回線を経由して当社の指定サーバーに接続することにより、本サービスを利用することのできる環境を提供する。
2. 利用者は、本サービスを利用するために必要となる端末機器、通信回線その他の利用環境を、自己の責任と費用において準備するものとする。
3. 当社は、本サービスの利用方法の教示その他本サービスの利用に関する利用者からの質問に回答することによって、本サービスの利用のサポートを行う。なお、サポートは開発元が行うものとし、サポートの内容は本サービスに関する特有又は固有の事項に限られ、インターネットサーバーやソフトウェア利用に関する一般的情報又は知識の提供や、利用者の固有の利用環境又は通信環境に関するサポートは行わないものとする。

第4条(本契約の成立及び条件)

1. 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画面等（以下併せて「申込書等」といいます）に必要事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとします。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされます。
2. 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、当社が別途定める基本約款第4条（基本契約の締結及び成立）の定めに従って当社所定の審査を行い、審査基準を満たさない場合、利用希望者は、本サービスを利用することができないことがあります。この場合、遅滞なく利用希望者にその旨を通知します。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとします。
3. 本契約は、当社が利用希望者による本サービスの利用を承認した時点をもって成立します。
4. 次のいずれかに該当する場合、当社は利用希望者による本サービスの利用を認めない。
 - (1) 利用希望者が原契約を締結していない、又は原契約が終了している場合
 - (2) 利用希望者による LINE 公式アカウントサービスの利用が停止されている場合
 - (3) その他本サービスの利用が適切でないと当社が判断した場合

第5条(契約期間)

本契約の有効期間(以下「本契約期間」という)は、本契約が成立した日から有効とし、本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」という）から1年間とする。ただし、本契約満了日の1ヶ月前までに、一方当事者から他方当事者に対し、当社所定の書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

第6条(本サービスの対価及び支払)

1. 本サービスの対価（以下に定めるもの）は、利用開始日より発生し、申込書等に記載の金額とする。但し、月額基本利用料及び月額利用料は、利用開始日の属する月の1日より発生する。
 - (1) 初期費用
 - (2) 月額基本利用料
 - (3) 月額利用料（利用店舗等数に応じた従量課金制）
 - (4) オンライン説明会
 - (5) アカウント追加
2. 当社は、月額利用料について、毎月20日時点で申込がなされた利用店舗等数をもって翌月の利用店舗等数とし、当該利用店舗等数に基づき計算された月額利用料をもって翌月の月額利用料を算出する。契約初月は、申込がなされた利用店舗等数をもって算出する。
3. 利用期間が1か月に満たない場合であっても、当社は日割り計算を行わず、利用者は月額基本利用料及び月額利用料の満額を支払うものとする。
4. 利用者は、本サービスの対価を当社が別途定める支払方法により、以下に定める期日までに当社に支払うものとする。
 - (1) 初期費用：利用開始日の属する月の翌月末日
 - (2) 月額基本利用料・月額利用料：利用した月の翌月末日
 - (3) オンライン説明会：実施日の属する月の翌月末日
 - (4) アカウント追加：追加日の属する月の翌月末日

第7条(アカウント管理)

1. 利用者は、本サービスを利用するために発行されたID及びパスワード等（以下「アカウント」という）を、不正使用されないよう自己の責任において厳重に管理するものとする。
2. 利用者は、アカウントを第三者に開示、貸与、譲渡してはならない。当社は、アカウントを使用して行われた一切の行為を、利用者自身の行為とみなすことができ、利用者は当該行為による一切の責任を負うものとする。
3. 利用者のアカウントが不正に利用された可能性がある場合、又は本サービスの提供に著しい支障が生じるおそれがある場合、当社は利用者の承諾を得ることなくアカウントを利用停止とすることができ、利用者はこれをあらかじめ了承するものとする。
4. 利用者は自己の設定したパスワードを失念した場合は直ちに当社に申し出るものとし、当社の全ての指示に従うものとする。また、当社は、利用者のアカウントによりなされた利用は利用者によりなされたものとみなすことができ、利用者は利用料その他の債務の一切を負担するものとする。

第8条(データの取扱い及び管理)

1. 利用者は、本サービスの利用に関連して入力、提供又は伝送するデータ等（以下「利用データ」という）について、必要な情報は自己の責任で保全（バックアップ）しておくものとする。
2. 当社及び開発元は、本サービスを提供する設備等の故障等により利用データが滅失した場合、その復元義務を負わないものとする。
3. 利用者は、当社及び開発元が、本サービスの改良、サービスの維持管理、統計調査、新サービスの開発等を目的として、利用データ（個人情報を除く）を使用、解析、二次加工して利用することに同意するものとする。
4. 当社は、利用データに含まれる個人情報について、別途定めるプライバシーポリシー及び法令を遵守し、適切に取り扱うものとする。なお、利用者は、本サービスの提供のために必要な範囲で、当社が開発元及び再委託先に利用データを提供することをあらかじめ承諾するものとする。

第9条(禁止事項)

1. 利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号に掲げる事項を行ってはならない。
 - (1) 公序良俗に反する行為、犯罪的行為に結びつく行為及び法令等に反する行為
 - (2) 当社、開発元又は第三者の財産、著作権その他の知的財産権、名誉、プライバシーを侵害する行為
 - (3) 本サービスのサーバーやネットワークシステムに過度な負荷を与える行為、不正にアクセスする行為
 - (4) 本サービスのプログラム等をリバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルする行為
 - (5) 他人のアカウントを不正に使用する行為、又は第三者に自己のアカウントを利用させる行為
 - (6) 第三者から Dos 攻撃（サービス不能攻撃）等を受ける可能性が高いコンテンツを提供する行為
 - (7) その他、当社が不適切と判断する行為
2. 当社は、利用者が本サービスを利用して公衆送信するコンテンツが、前項各号の何れかに該当し若しくはその恐れがあると判断した場合には、本サービスの提供を停止できるものとする。当該措置により利用者が本サービスを利用できず損害が発生したとしても、当社はいかなる責任も負わない。
3. 前項のほか、当社が合理的理由により本サービスを利用することが不適当であると判断した場合には、利用者に事前に通知することなく、当該内容やサービスの全部又は一部の一時利用停止や削除、変更ができるものとする。

第 10 条(本サービスの停止等)

1. 当社は、以下の各号に定める事由が発生した場合には、利用者に事前に通知することなく一時的に本サービスの提供を中断又は停止することができる。
 - (1) システムの保守を緊急に行う場合
 - (2) 火災、停電、天災地変、動乱等により本サービスの提供ができなくなった場合
 - (3) 開発元又は LINE ヤフー社のシステムトラブル、仕様変更、サービス停止等に起因する場合
 - (4) その他、運用上あるいは技術上当社が本サービスの一時的な中断が必要と合理的に判断した場合
2. 利用者が第 9 条（禁止事項）各号のいずれかに該当する行為を行った場合、又はその恐れがある場合、当社は事前に通知することなく、当該利用者に対する本サービスの提供を停止、アカウントの削除等の措置を講じることができる。
3. 当社は、前二項に基づき本サービスの提供が停止又は中断したとしても、これにより利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

第 11 条(非保証及び免責)

1. 当社は、本サービスにおいて、安全性、信頼性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性を保証しない。
2. 当社は、本サービスに事実上又は法律上の瑕疵（サービス上のエラーやバグ、セキュリティなどに関する欠陥、権利侵害などを含みますが、これらに限りません）がないことを明示的にも黙示的にも保証しない。
3. 当社は、本サービスに関連して利用者が被った損害について、当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切賠償の責任を負わない。なお、当社が責任を負う場合であっても、その賠償範囲は、利用者に現実に発生した通常かつ直接の損害に限り、かつ、損害発生事由が生じた時点から利用店舗等にかかる過去 6 か月間に利用者が当社に支払った本サービスの対価の合計額を上限とする。
4. 当社が責任を負う場合であっても、利用者の事業機会の損失、逸失利益、データ滅失又は損壊によって生じた損害は、賠償の対象外とする。

第 12 条(利用者による解約・キャンセル料・違約金)

1. 利用者は申込後に本サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセル料 50,000 円を当社からの請求に従って当社に支払うものとする。但し、オンライン説明会及びアカウント追加はキャンセル料発生の対象外とする。
2. 利用者は、本契約期間中においても、当社所定の方法に従い、解約希望日の 30 日前までに当社に対し通知を行うことにより、解約希望日をもって本契約を終了させることが

できる。ただし、利用開始日から 6 ヶ月間（以下「最低利用期間」という）は解約することができない。

3. 前項にかかわらず、利用者が最低利用期間中に本契約を解約する場合、又は利用者の責めに帰すべき事由により本契約が終了した場合、利用者は、違約金として、以下に掲げる本サービスの対価の最低利用期間の残期間分に相当する金額の合計額を一括して当社に支払うものとする。

（１）月額基本利用料

（２）解約時点における店舗数に応じた月額利用料

第 13 条(当社による本契約の終了)

1. 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、利用者に対する何らの通知及び催告なしに、基本契約を直ちに解除又は利用を停止することができるものとする。この場合、利用者は、当社に対して負担する一切の債務（個別契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない）の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済するものとする。なお、本条による基本契約の終了は、当社の利用者に対する損害賠償の請求を妨げない。

（１） 利用者が本約款に違反した場合

（２） 本サービスに関連する情報の改竄、アカウント又はパスワードの不正利用

（３） 利用者が本サービスの支払いを滞り、当社からの催告にもかかわらず相当期間経過後も支払いがなされない場合

（４） 利用者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は審査基準を満たさなくなったと当社が判断した場合

（５） 利用者が自己の営業の停止又は廃止をした場合

（６） 利用者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合

（７） 利用者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合

（８） 利用者が住所変更の届出を怠る等利用者の責に帰すべき事由によって利用者の所在が不明となった場合

（９） 利用者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを自らした場合

（１０） 利用者が公租公課の滞納処分を受けた場合

（１１） 前 3 号のほか、利用者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合

（１２） 利用者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合

- (13) 利用者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
 - (14) 利用者本人が死亡した場合
 - (15) 利用者による当社への過度な要求があった場合
 - (16) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
 - (17) その他利用者による基本契約及び個別契約の履行が困難であると当社が判断した場合
2. 当社は、本契約期間中においても、利用者に対し書面又は電子メールにより通知を行うことにより、本契約を終了させることができる。
 3. 当社は、原契約が終了した場合、何らの通知を要せず本契約を直ちに終了させることができる。

第14条（契約終了後の処理）

1. 利用者は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、直ちに本サービスの利用を終了し、以後、本サービスを利用することはできない。
2. 当社は、理由の如何を問わず本契約が終了した場合、本契約の履行にあたり当社に提供した個人データを契約終了日から相当の期間以内に消去するよう努めるものとする。なお、当社は、個人データを消去したことによって利用者に生じた損害を賠償する義務を負わないものとする。

第15条（変更の届出）

利用者は、住所、電話番号、利用メールアドレス、その他当社への届出内容に変更があった場合には、速やかに当社に変更を届け出るものとする。当該届出をしなかったことにより自らが不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わない。

第16条（基本約款の準用）

本サービスに関しては、基本約款第16条（秘密保持）、第17条（個人情報の取扱い等）、第19条（損害賠償）、第21条（反社会的勢力の排除）、第22条（不可抗力）、第23条（再委託）、第24条（権利義務の譲渡等）、第25条（完全合意）、第26条（分離可能性）、第28条（準拠法及び裁判管轄）の規定を準用する。

以上

制定日 2025年12月16日

改定日 2026年9月1日